

都型放課後等デイサービス事業 事業所間意見交換実施方法

令和7年5月20日

1 目的

この実施方法は、「都型放課後等デイサービス事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第10条に基づく事業所間の意見交換を実施するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施内容

サービスの質の向上を目的として、各都型放課後等デイサービス事業所が意見交換を行う。

3 実施方法

(1) 都が各都型放課後等デイサービス事業所と調整し、事業所のマッチングを行う。

同一法人内で都型放課後等デイサービスを複数事業所が実施する場合は、法人単位でマッチングする場合がある。その際は、同一法人内の都型放課後等デイサービスを実施する事業所において、意見交換内容を共有すること。

(2) 各事業所間で日程の調整を行い、意見交換を実施する。

(3) 実施結果を都に報告する。

4 評価・意見交換項目

以下の項目を参考として、年度ごとに決定する。

(1) 安全管理体制

(2) 支援の実施（基本活動、個別支援計画、学校との連携等）

(3) PDCA サイクルの実施や専門的な支援など質の向上に向けた取組

(4) その他

5 報告様式

別途都で指示する。

6 実施回数

年度内に2回以上実施する。（ただし、年度下半期に本事業に係る補助金の交付決定を受けたときの実施回数は、1回の場合がある。）

7 その他

地域等において同様の趣旨の取組を行う場合は、都の承認を受け、事業者間の意見交換とみなすことができる。その場合であっても都に実施結果を報告すること。